

旧社会保険庁職員が平成21年12月に実施した職員アンケートに対する回答
(第3号被保険者の記録不整合に関するものを抜粋)

No	現役職員／退職者	本庁／地方庁	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるお考えですか。
2612	現役職員	地方庁 (鹿児島県)	社会保険事務所 専門官・係長・一般職員級	第3号被保険者の問題です。 ねんきん定期便やねんきん特別便で、記録が判明したがその期間が3号期間中であった場合、2年以上を経過する分は第3号特例期間として、3号の確認を行ったうえで第3号特例期間の処理をおこなっている。 しかし、その3号の確認作業において、住民票や所得証明書などの添付書類が多く、また健保組合においては、扶養の証明ができない場合もある。 判明した記録が、短期間だったにもかかわらず、わざわざ書類を揃えなければいけないのかとのお客様からのお問い合わせ・苦情が多数見受けられる。	記録が判明したことに基づき、第3号特例期間が生じたときの添付書類を簡略化し、申立書のみとすればよいのではないか。	社会問題として取り上げられてから、初めて年金記録問題を認識しました。 一人ひとりの貴重な年金記録を保管・管理しているという考え方で日々業務を行っています。	(9)、(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるお考えですか。 一人ひとりの貴重な年金記録を保管・管理しているという考え方で日々業務を行っています。
2793	現役職員	地方庁 (山口県)	社会保険事務局 専門官・一般職員級	国民年金第3号期間について ①配偶者(2号被保険者)が喪失しても第3号期間は継続するため、勤労状が送付されてもなんら手続しきなかった場合は、その期間について第3号被保険者期間として記録上残り年金裁定されてしまう危険性がある。 ②2号被保険者の同日得喪(厚年一厚年)の場合には第3号にかかる手続きは要しないことになっているため、たとえ健康保険の被扶養者に認められなかつたとしても1号への種別変更の手続きを行ななければ第3号期間はそのままになる。 ③収入オーバー(失業給付受給やパート社員になる場合など)や離婚などの理由で健康保険の被扶養者から削除される場合は確実に第3号被保険者でなくなるが勤労状が送付されるのみであるためそのまま第3号期間として残る。	①及び②については配偶者(2号被保険者)の喪失があった場合は無条件で第3号被保険者も喪失させることとし、2号被保険者の同日得喪の場合でも第3号にかかる届出は必要とする法律改正を行えば未加入期間の通知等も正確に行えると思われる。 ③については健康保険の被扶養者異動届は3枚複写になっているため、届出欄に3号被保険者の署名がある場合のみ扶養削除と同時に3号資格を喪失させるようにする。(法律改正必要)	未統合の手番記録が多数あることは知っていたが裁定請求の時に整理されていると思っていた。4.5年前に全体像を知った。	記録問題の原因は被保険者に情報提供なく社会保険事務所のみで紙台帳を管理していたこと、紙台帳の管理からWMへの移動で全てが問題無くいくとしていたことだと考えます。現時点できることは記録の整理を進めることと、今後に向けては定期的に記録を確認してもらい将来になって過去の記録について疑義を生じさせないこと。(被保険者に記録の確認責任を少し負担させることも国民のため)
2856	現役職員	地方庁 (千葉県)	社会保険事務所 専門官・係長・一般職員級	①市町村などが、被保険者の1号資格取得日を誤ってしまった。補正後の結果未納月ができた。徴収の時効完成後に特別便などで被保険者本人がその事実を知ったが現時点では特例納付等の制度がないため、60歳以後の任意加入を使用するしかない。 ②厚生年金法75条該当の件。事業主が厚生年金を2年以上遡って取得する等した結果、年金期間の空白が生じてしまうこと事例がある。被保険者本人が国民年金保険料を納付していた場合、厚生年金の期間であるから当然、還付になるが厚生年金法75条該当の場合は厚生年金の期間にもならない。 ③免除申請について、継続申請者で全額または納付猶予が却下になった場合、本人等が却下時の年度は免除申請ができないと誤解してしまうことや他段階免除を希望して再度申請することがある。ある被保険者からの問い合わせの中で、継続が却下になった場合、一度だけ他段階免除の審査を行うことはできないか、という話があつた。 ④ある共済組合から2号配偶者が現存中の場合、3号被保険者～1号被保険者への種別変更届を共済等経由で提出することを制度化するべきではないか?という話が出た。 本来、3号から1号にならなければならない人(扶養基準を超える等)が、健康保険の扶養を外れたのに1号の届出をせず3号のままでいることが非常に多いとのこと。	①特例納付制度を再度作ることはできないでしょうか? ②事業主の不手際や本人が国民年金1号被保険者として納付していた場合等であれば、救済策(例:特例納付のような制度等)を設けるべきではないでしょうか。 ③継続申請却下者に対して、却下時の年度に一度だけ他段階免除の審査を行えるようするべきだと思います。 ④2号配偶者が現存中の場合、3号被保険者～1号被保険者への種別変更届を共済・健保組合・事業主等経由で提出することを制度化するべきだと考えます。3号被保険者に対する1号被保険者の方の不公平感などが存在することを考えると、上記のような仕組みも必要ではないでしょうか?	○年金記録問題は過去の問題が今まで残っているものだけではなく、現在も発生・進行中のものもあると思います。例えば、手帳再交付・相談等に来た方が届出漏れ期間があるのにそれを指摘しなかったことなどで将来新たな年金記録問題が発生する可能性がある、と思います。 日常業務の中で上記のような認識を持ちました。	○将来の年金記録問題の根を絶つためにも、手帳再交付や相談のみを目的にこられた場合でも1,3号の届出漏れ等があった場合にはそれを指摘することを実行していかなければならないと思います。
4084	現役職員	地方庁 (大阪府)	社会保険事務所 専門官・係長・一般職員級	潜在的3号未納者が多数存在する(配偶者が退職した後の種別変更や配偶者が再就職後の3号届が提出されずに以前の3号のままになっている) 現在は本人が社会保険事務所の窓口を訪れじっくり記録をみないと気づかない。ただし気づいた時点では2年前の未納分までしかさかのばって払えず結局年金が低額になってしまっている。	社会保険庁において対象者を抽出し本人に通知すべき。 かつ、現時点できのばつて払えないケースについては2年以上の遡及納付もやむなしではないか。	宙に浮いているのが当たり前と思っていた。実際は年金の請求時に確認されると思っていた。 知った時期は平成13年頃です。(年金給付課配属時)	裁定の審査時に氏名検索の範囲をなるべく広げて記録を探そうとした。氏名検索の対象を広く探せるシステムの構築を強く要求すべきであった。
4770	現役職員	地方庁 (福岡県)	社会保険事務所 次長・課長級	3号届の補正処理が必要な分について3号特例届などを提出してもらったり、種別変更後に保険料を納付してもらう必要があるが、戸籍で婚姻期間を確認したり、夫の年齢と受給資格を確認するなど目視が必要な部分が多く処理が進んでいない。 また年金記録を調べるときに「あいまい検索」ができないため、漢字や読みの変換誤りなどで確認できない記録があるように思われる。特に外国人の氏名検索は今の検索システムでは無理がある。 年金相談時に戸籍や在学証明等で合算対象期間を確認しても事績は残らず、裁定請求時に失くさないように持ってきてくださいとお願いしているが、一度確認した分について被保険者本人に保存義務を負わせるのは酷と思う。	3号届の補正については、システムを改良し、厚生年金と国民年金の記録を連動させて、疑わしい部分についてエラーを出すようにすべきと思う。また戸籍などの情報を把握することが必要と思う。住基情報をそのまま使うことができないなら、被保険者本人からの戸籍謄本などの提供を受けるなどして婚姻期間を把握する必要があると思う。 年金相談時に戸籍や在学証明等で合算対象期間を確認した場合、一度確認した分についてはPDF化するなどしてシステムに取り込むようにすべきと思う。	書類の管理の問題、また、被保険者の手帳番号の管理の問題と認識していました。 国民年金課に在籍して国民年金被保険者台帳をマイクロフィルムで確認したときにすべての記録がマイクロフィルム化されておらず、マイクロフィルムがない人は、特殊記録がないという説明を受けたが、すべての加入記録、納付記録は裁定時まで保存すべきではないかと疑問を持った。 また、適用課在籍中に一人の被保険者が複数の手帳を持っている事象があまりに多く、取得届の処理時に疑重複の番号がある旨の説明を事業所にいたが、回答率が低く、年金制度に対する意識の低さにあきれた。 15年ほど前のことである。	書類の保存に関しては、個人でできる問題ではなく、どうしようもなかったが、手帳番号の管理については事業所の担当者や、被保険者個人に対し年金手帳を大切に保存し、記録をつなげておくことがいかに大事かを説明した。 反省すべき点としては、制度発足時にコンピュータ処理は行われていず、紙台帳での処理であったが、書き換え時や進達時に手帳番号や氏名、生年月日等が誤ったのではないかと考えられる。その後のコンピュータへの入力時にも同じことがあったと思う。手書きの文字は癖があり読み間違うこともありますし誤りをまったくなくすることはできないと思われるが、その当時から本人への納付状況の確認などができるれば誤りが拡大することはなかったと思う。また、書類の完全な保存と、マイクロフィルム化がなされていれば誤りの訂正是可能であったと思う。今後、本人への記録の提示と確認を継続し、住民票と連動したとえば出生時から基礎年金番号を出し、住民票にも番号を載せるなどの方法で今後このような問題が発生することはないと思う。

No.	現役職員／退職者	本庁／地方庁	管轄区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがございましたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるお考えですか。
5588	現役職員	地方庁 (岐阜県)	社会保険事務局 専門官・一般職員級	<p>国民年金第3号被保険者について</p> <p>被扶養者に認定されるときの3号該当届は事業主からの届出が義務付けられ、届出も無くなっているかと思われますが、扶養抹消されたときの1号への種別変更の届出は本人からとなっており、届出漏れが発生することは想定され、配偶者が厚生年金の被保険者の場合は、即座に勧奨状が送付され督促されているところです。</p> <p>しかし、共済組合員の被扶養者となっている3号被保険者について、扶養抹消された場合、社会保険庁から勧奨がされているかどうかが、はっきりしません。</p> <p>実際、何年も前に扶養から抹消されているのに3号のままになっており、わかったときには時効で未納期間が生じることがあります。3号特例で、3号であった人は救われますが、3号でない人は未納となってしまいます。本人の責任と言えばそうですが、中にはそれに気づかず、3号納付の記録のまま年金を受給できてしまうケースがあると思われます。</p> <p>配偶者の加入する制度により違いがあるというのはいかがなものでしょうか？</p>	<p>同じ取り扱いにするためには、共済組合の協力が当然必要となります。共済によっては余計な仕事と思われるかもしれません、随時でなくとも、年1回の検認事務等に併せて情報提供に協力いただき、扶養抹消された場合には2号喪失等の場合と同様に確実に届出勧奨・職権適用を適正に行えるようにする。</p>	<p>年金問題として取り上げられるようになるずっと前から、記録の不備については業務上認識はしていました。</p>	<p>年金請求の際に本人には記録の確認を当然行っているはずでしたので、年金受給時までには記録が整備されるものと思っていました。</p> <p>ただ、本人も覚えておらず、記憶違いも間々あることや、記録自体が間違っていたり、抜けていたりして気づかないこともあります。また遺族年金の請求時には、婚姻前の記録の確認が難しいこともあります。やはり、その時々で確認しなければいけないと思いました。</p>
7477	現役職員	地方庁 (栃木県)	社会保険事務所 専門官・係長・一般職員級	国民年金3号被保険者期間中に厚生年金の期間が見つかった場合、手続きをとらなければ、厚生年金資格喪失後無資格期間となっていたケース。	決定されているかとは思いますが、厚生年金資格喪失後の3号期間については手続きをとらなくても3号期間として資格を継続させ本人に通知する。	本庁と地方事務所の意思疎通、コミュニケーション不足。 本庁と事務局のガバナンス欠如。 地方事務所内での上司の指導力不足。	本庁からの指示が地方事務所にしっかりと伝達できるシステムや組織を構築する。 上司と積極的にコミュニケーションをとらず受身であったことが反省点です。
9287	現役職員	地方庁 (北海道)	社会保険事務所 専門官・係長・一般職員級	<p>・社会保険業務センターが管理する「旧台帳」の記録がWMで確認できない。</p> <p>・年金記録の判明が必ずしも年金額の増額につながらない。そのため、「統合されない手帳番号」が解消されない。</p> <p>・裁定後の3号期間中の厚生年金記録判明について、平成21年8月に「厚生年金資格喪失後の期間については3号特例とはせず、3号期間とする」旨の通知があつたが、この場合「まったく手続きをしなかった者」の方が「厚生年金に加入した時点で国民年金の喪失手続きを行い、喪失後の国民年金加入手続きを失念していた(1回は手続きを行った者)より有利な取り扱いとなっている。</p> <p>また、本来3号とはならない期間(配偶者の厚生年金喪失中・配偶者が65歳以上となった等)の手続きが漏れてしまふと裁定されているケースが見受けられる。</p>	<p>・「旧台帳」記録をWMで確認することにより、期間照会(記録照会)業務が飛躍的に進むことが期待できるため、その作業を行うべき。</p> <p>・記録の判明により減額になる者については「現在の年金額」を保障する取り扱いをしない限りは「統合されない手帳番号」の解消につながらない。</p> <p>・3号期間についてはさまざまな問題があり、「年金を受給している者には現在の年金額を保障」した上で登録されている配偶者記録との突合せが必要ではないかと思われる。また、「いつ手続きをとったか」で取り扱いが変わるのは不平等であるため、取り扱いを平等にするべき。</p>	<p>・この他に年金期間があつたら必ず申し出るはずと考えていた社会保険側と「國のやることに間違はないはず」と考えていたお客様側の「意識のずれ」により生じた問題であるとの認識があった。平成15年に年金給付課に配属、その後くらには、この「ずれ」の存在には気がついていた。</p>	<p>・当時は氏名検索等で本人と疑われる記録が検索されても、「事業所名」をそのまま申し上げることは許されていなかったため、「所在地」や「職種」などできる限りの情報を伝え、思い出してもらおうと対応していた。</p> <p>・現時点を見た場合「申し出たかったが、とてもそんな雰囲気ではなかつた」という社会保険のお客様対応のまずさが、ます第一の反省点として挙げられると思う。記録管理の杜撰さ(生年月日入力の誤り・氏名のふりがな誤り)等も反省点として挙げられる。</p>
10844	現役職員	地方庁 (東京都)	社会保険事務所 専門官・係長・一般職員級	国民年金第3号被保険者の制度について、仮に第3号被保険者が組合事業所に加入している被保険者の扶養から収入オーバーなどで扶養から削除されたとしても、本人が1号加入の手続きをとらなければ、そのまま第3号被保険者としての記録が継続することとなり、事実確認も困難であるため、著しく不公平な状況になる可能性がある。	扶養削除の届出イコール第3号被保険者としての資格喪失との保険者判断により記録の入力処理が行えることとしながら、扶養削除の際に第3号被保険者の資格喪失としての届出を同時に提出させることにより、解消できると思います。ただし、喪失処理後に加入の勧奨は必要だと思います。	主に基礎年金番号への厚生年金や国民年金手番の統合もれや、本人の年金手帳複数作成、紛失による未統合等の結果が大多数の理由として考えられ、少数の理由としては紙台帳から機械化の段階での登録誤り。先にあげた内容を全て感じたようになったのは平成9年以降です。	所属していた課ごとにできることは限られているが、とりあえず、同一人物に対して複数の年金番号を作成しないように気をつけていた。年金手帳新規作成時はもっと当時も慎重に行うべきだったと思う。
10945	現役職員	地方庁 (大阪府)	社会保険事務所 専門官・係長・一般職員級	<p>①厚生年金被保険者期間が重複している場合には標準報酬をカット・合算することになっているが、実際には合算の表示があるものの、標準報酬が合算されていないケースが多い。</p> <p>②国民年金第3号被保険者の記録について、配偶者の第2号記録と一致しないケースが多い。</p> <p>③職安の離職年月日(退職日)をそのまま資格喪失日の欄に記入するため、月末退職の場合に厚生年金加入期間が1ヶ月相違するケースが多い。</p>	<p>①紙台帳記録とコンピュータとの突合</p> <p>②国民年金第3号と配偶者の第2号記録との点検</p> <p>③社会保険と雇用保険の届出様式の統一</p>	このような根深い問題があるとは認識していませんでした。この問題の存在は、最近知りました。	社会保険庁の方針にもとづき、最優先課題として取り組みました。反省点は、紙台帳からコンピュータへの年金記録の移行が完全に行われなかつたことだと考えます。
11025	現役職員	地方庁 (東京都)	社会保険事務所 専門官・係長・一般職員級	理解している人ならば判っている事ですが、国民年金第3号被保険者について、パートタイマーなどの収入がオーバーした場合や離婚した場合、本来自分自身で1号被保険者の手続きをしなければいけないが、その事実を隠して(または知らずに)そのまま第3号被保険者になり続けているケースが見受けられ、現在の勤労状ではカバーできない部分となってしまっています。 <p>はじめに保険料を払っている人に対して、不平等感があり、全体の保険料収入減や、本人の年金受給権をなくしてしまう事につながる恐れがあるので、何かしらの対策を講じる必要があると考えます。</p>	区市町村からの情報提供や、住基ネットとの連動、納税者番号制の導入とそれとの連動などが考えられます。 <p>あとは、消極的な考えでは現行の3号の届出を改め、1号加入手続きをしなくても良いように、死亡など以外にも3号の喪失届を認めるようにしてしまいます、という方法もあります。</p>	いつも頃からはっきり覚えていません。 しかし、基礎年金番号導入以前に、厚生年金の資格取得を担当していた時、会社も本人も番号がわからない、といわれた際に、将来複数持つてある事が不明な場合はその記録はどうなるのだろうか、と危惧した覚えはあります。	番号を複数持っていることが、電話照会などでわかった場合は、年金受給時などを待たずに、統合するよう昔から勧めていました。 年金制度によって番号が別々だった点も原因の一端だと思いますが、本人への確認を徹底していなかった会社側にも原因があると考えます。 また、入社の際に名前や年齢を偽っていた為に同一人物と考えられないような事も多々あったようなので、そのような記録を生み出した被保険者の自業自得とも思えます。 また、広報が徹底されてなかつたのも一因だと思います。
12342	現役職員	地方庁 (神奈川県)	社会保険事務所 次長・課長級	厚生年金脱退手当金の支給年月日が、次の厚生年金資格記録の期間内であった場合、脱退手当金支給記録が取り消され、通常の資格記録にもどってしまうのは、不公平等に感じます。 <p>記録問題とは、やや違うかもしれません、国民年金第三号被保険者が、健康保険組合の被扶養者である場合、扶養削除になつた時、本人より申し出がなく、健康保険組合からの情報提供もなく、本来、1号被保険者になるべきひとが、3号被保険者のまで記録されているような状況が存在していると思います。</p>	わかりません。	就職してもなく、厚生年金期間調査をしている過程で、なぜ、マイクロフィルムの原票の氏名索引が、ないのだろう、と疑問をもちました。調査申し出されている人以外に、たまたま、別人の統合されていない記録の存在に気づいて、持ち主をみつけて、教えてあげることなど、自分ひとりでは、無理だとおもいました。	期間調査については、個人的に、時間外労働で、なるだけ、あらゆる可能性を考えて、調査をするしかありませんでした。
50080	退職者	本庁	部長級以上	<p>いずれも既に知られている問題ですが、昨年11月から、年金特別便や年金定期便の仕分作業にボランティアとして参加した経験から感じたことを書いておきます。</p> <p>本調査に「年金記録問題には、次のような事象があります。」として6つの問題が列挙されており、私達の作業でも確認してきた(ただし、未統合、未収録記録は私達の作業では推測に止まる)。オンライン記録への入力ミスをはじめ、多くは社会保険庁や国民年金の適用・保険料徴収を行ってきた市町村の事務処理の問題であるが、次のような例を数多く見て、役所サイドの努力だけでは問題は解決しないと思った。</p> <p>特に女性に多いが結婚・離婚による氏名変更や3号被保険者の届出がなされないケース</p> <p>・基礎年金番号を複数持しているケース(役所の番号管理にも問題があろうが)</p> <p>・保険料納付の思い違い(国年適用が始まった昭和35年10月から保険料徴収が始まった昭和36年4月までの6か月分、保険料を納めていたと誤認している例が非常に多い。)</p> <p>・事業主が当初から従業員の報酬を実際より低く申告しているケース(数は少ないがある。)</p> <p>なお、オンライン化以降の記録については、年金特別便の回答から見て間違いは少ないと見受けられたので、オンライン化自体は評価できると思っている。</p>	<p>現時点において、あるいは当面となるべき方策については、問題を熟知して対策を取ろうとしている社会保険庁なり年金機構の皆さんの知恵にお任せします。</p> <p>年金記録の適正保持のためには、役所サイドの取り組みは勿論ですが、国民の側の協力も必要です。そのためのPRなども行われるのでしょうか、年金特別便の回答率(60%台?)の低さから見ても、国民の協力を求めるにも限界があります。</p> <p>過去記録の整理が一定水準にまで達したところで、年金番号も医療保険番号も税金番号も住民番号も統一した番号を制度化することを考えるべきではないでしょうか。</p>	<p>この問題の存在を知ったのは、ここ数年前、国会やマスコミで問題が取り上げられるようになってから。</p>	

職員アンケート分類集計表

本集計は、昨年12月に旧社会保険庁全職員及び退職者に実施したアンケートへの約1万7千名の回答の中から、年金記録問題の解決につながりそうな記述、正しくない記録を発見する契機となりそうな記述など、今後の年金記録回復委員会の議論の参考となりそうな記述として作業班が抜き出したものを分類整理した結果である。

抜き出し・集約した回答者総数	2550
A 年金記録問題が発生した原因	498
1 社会保険庁・事務所側の問題によるもの	177
(事務処理の問題)	
① 年金手帳の重複発行	
② 紙台帳からの切替時の処理誤り	
③ 事故リストの処理未確認	
④ 転出入の際国民年金の台帳を転出先社会保険事務所に郵送する際の事故	
(体制の問題)	
⑤ 記録管理体制(予算・人員)が不十分	
⑥ 中央と地方の意思疎通ができていなかった	
(労働組合の問題)	
⑦ 職員団体(労組)への対応が弱かった(オンライン化反対、事故補正業務拒否など) など	
2 本人側の事情によるもの	222
① 偽名・偽生年月日による加入	
② 前歴を隠して、新たな年金手帳を取得	
③ 夫婦で国民年金保険料を一人分のみ納付	
④ 年金制度に対する無関心・無理解 など	
3 事業所が関係するもの	157
① 実在しない事業所・実在しない被保険者が存在	
② 従業員が知らないまま加入資格改定や標準報酬を変更	
③ 誤った報酬月額を故意に届けてくる事業所が存在	
④ 事業所の届出漏れ(正規職員及びアルバイト・パートタイマーの常用者)	
⑤ 資格取得同時に年金手帳の記号番号を記入しない事業所が多かった	
⑥ 試用期間など入社即加入となっていないケースあり	
⑦ 事業所が届出の際、氏名、生年月日を誤記入	
⑧ 月末退職者の資格喪失日記入誤り	
⑨ 脱退手当金を退職金・退職祝い品として本人へ支給 など	
4 その他	16
B 保有する記録の状態に関するもの	152
1 なくなっているもの	56
① 戦災や災害等による記録消失 など	
2 保管状況が悪いもの	8
3 マイクロフィルムに関するもの	10
4 不正確となっているもの	85
① 転記・入力ミスによる記録の誤りのケースあり	
② 国民年金第3号被保険者の記録が厚生年金加入、扶養削除などで不正確となっている。配偶者の記録と合わないケースが多い など	
5 その他	1
C 現在の年金記録回復作業の問題点	142
1 記録の統合に関するもの	122
① 相談で誤認や勘違いが多い	
② 記録統合の結果年金額減額となる場合の統一見解が必要	
③ 年金記録の調査回答が本当にとことん調べた結果なのか疑問あり	
④ 期限設定など解決を急ぐあまり、調査が不十分で誤った回答になる恐れあり など	
2 その他	21
① 脱退手当金記録の不備の補正を業務センターへ依頼すると、脱退手当金記録が取消され年金記録が復活することあり など	
D 年金記録回復に向けて取り組むべき方策	1449
1 体制に関するもの	861
① 人員増が必要	
② 記録照会等に経験を有する者の増員、協力	
③ 専門チームを編成すべき	
④ 年金記録の専門部署を立ち上げるべき	
⑤ 事務所単位・各県単位での資格照会作業を全国又はブロックにまとめて行う	
⑥ 人材育成の強化・研修など	
⑦ 派遣職員等年金業務の経験のない者の作業には懸念あり など	
2 作業に当たり協力を仰ぐべきもの	123
① 市町村	
② お客様のご協力を呼びかけるべき など	
3 今後解明すべきもの	235
① オンラインに入っていないカセット記録の開放 など	